

## 小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）の 運転の業務に係る特別教育

建設業労働災害防止協会秋田県支部  
〔略称 建災防秋田県支部〕

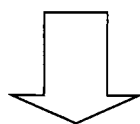
労働安全衛生法により、事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならないことになっています。

機体重量が3トン未満の「整地・運搬・積込み用及び掘削用」の建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することができるものの運転の業務は、上記に該当します。（道路上を走行させる運転は除く。）

建災防秋田県支部では事業者に代わり、当該業務につくための『小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）の運転の業務に係る特別教育』を実施します。

### 《対象となる建設機械》

1 整地・運搬・積込み用機械		
1 ブル・ドーザー	2 モーター・グレーダー	3 トラクター・ショベル
4 ずり積機	5 スクレーパー	6 スクレープ・ドーザー
2 掘削用機械		
1 パワー・ショベル	2 ドラグ・ショベル	3 ドラグライン
4 クラムシエル	5 バケット掘削機	6 トレンチャー
3 上記1及び2の1から6までに掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械		



### 1. 開催日程及び会場 《受付8：35～、講習開始8：50～》

区分	日程	会場	定員
学科	10月12日（木）	秋田テルサ 5階 第3会議室 秋田市御所野地蔵田3-1-1	30名
実技	10月13日（金）	建災防教育講習所 秋田市上北手御所野字雨池通5-11	

\* 1) 申込み期限 受講日（初日）から7日前を期限としますが、期限前であっても定員になり次第、受付けを締切ります。

\* 2) 開催については、受講希望人員により増減、又は中止することがあります。

## 2. 受講科目及び受講時間

区分	受講科目	教育時間
学科	小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）の走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	3時間
	小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）の作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識	2時間
	小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）の運転に必要な一般的事項に関する知識	1時間
	関係法令	1時間
実技	小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）の走行の操作	4時間
	小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）の作業のための装置の操作	2時間
	計	13時間

## 3. 受講料及び資料代《共に消費税込み》

	会員	非会員
受講料	16,500円	16,500円
資料代	1,056円	1,177円
計	17,556円	17,677円

\* 納付方法は原則、銀行口座へ振込みとさせていただきます。

指定口座は、受講票によりお知らせします。

納付手続きは【必ず受講票到着後】にしてください。

## 4. 申込み方法

『受講申込書』をダウンロードして、必要事項を記入のうえ、証明写真1枚を添え、次へ郵送又は持参してください。

### \* 写真に関する注意事項

- ① 写真は白黒、カラーを問わず、無背景で申込日から3か月以内に撮影したものとします。
- ② 写真1枚の裏面に教育名（小型車両）、氏名及び生年月日を記載してください。

〔申込書送付及び提出先〕

〒010-0951 秋田市山王四丁目3番10号

建設業労働災害防止協会秋田県支部 宛

電話〈直通 018-823-5499〉又は 018-823-5495（（一社）秋田県建設業協会内）

## 5. 受講票

受講申込書到着後、記載内容及び添付書類等を確認のうえ、受付けしますと詳細通知のための『受講票』を郵送します。

6. 『人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）（経費助成・賃金助成）』の受給について

必要要件を満たしている事業主が、建設労働者に当該教育を受講させる場合は、厚生労働省による上記助成金を受給できます。

- ◎必要要件
1. 雇用保険料率1,000分の18.5の中小建設事業主であること。  
\*上記料率は令和5年度の率であり、今後変更となることもあります。
  2. 受講する建設労働者が雇用保険被保険者であること。
  3. 事業主が受講料及び資料代を負担すること。
  4. 受講日は出勤扱いとすること。

受給手続きを予定している事業所で、関係書類の「（建技様式第3号別紙1）受講者名簿及び人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）（経費助成・賃金助成）の助成金支給申請内訳書」に記載証明及び技能講習カリキュラムが必要な場合、受講申込時に別紙『内訳書記載証明・カリキュラム送付依頼書』を添えてください。

受講後に同書類を事業所あて、送付いたします。

「別紙」

『内訳書記載証明・カリキュラム送付依頼書』

小型車両系建設機械の運転業務に係る特別教育

講習開始日 令和5年10月12日(木)

講習開催地 秋田市

\*受講証明を必要とする対象予定者は、以下のとおりです。

	氏名	所属事業場名
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		

